

令和５年第８回本部町議会定例会会議録					
招 集 年 月 日		令和５年12月12日			
招 集 場 所		本部町議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言		開 議	令和５年12月15日 午前10時00分		
		閉 会	令和５年12月15日 午前11時50分		
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 13 名		欠 席 0 名		欠 員 1 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃
※ 会議録署名議員					
3 番	山 川 竜		5 番	松 田 大 輔	
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	平 良 武 康		副 町 長	上 原 正 史	
教 育 長	喜 納 すえ子		産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	
住民生活統括監兼総務課長	仲宗根 章		会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	
住 民 課 長	安 里 孝 夫		企画商工観光課長	宮 城 健	
子 育 て 支 援 課 長	崎 原 誠		福 祉 課 長	大 城 尚 子	
建 設 課 長	渡久地 要		健康づくり推進課長	松 本 一 也	
上 下 水 道 課 長	知 念 毅		農 林 水 産 課 長	平安山 良 信	
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓				
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	屋富祖 良 美		主 任 主 事	與那嶺 卓	

議 事 日 程

12月15日（金） 4 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第66号	土地改良事業計画の変更承認について（議案審議・採決）
2	議案第67号	本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案審議・採決）
3	議案第68号	本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（議案審議・採決）
4	議案第69号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（議案審議・採決）
5	議案第70号	本部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について（議案審議・採決）
6	議案第71号	工事請負契約の締結について〈田空ハーソー公園屋根施設新築工事〉（議案審議・採決）
7	議案第72号	工事請負契約の締結について〈本部港（渡久地地区）浮桟橋整備工事〉（議案審議・採決）
8	議案第73号	令和5年度本部町一般会計補正予算について（議案審議・採決）
9	議案第74号	令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について（議案審議・採決）
10	議案第75号	令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算について（議案審議・採決）
11	議案第76号	本部町監査委員の選任同意について（議案審議・採決）
12	議案第77号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について（議案審議・採決）

日程番号	議案番号	件名
13	報告第3号	令和5年度本部町議会県外視察研修報告 (報告)

○ 議長 松川秀清 これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

先日、議案説明を終了していますので、議案の審議・採決を行います。

日程第1．議案第66号 土地改良事業計画の変更承認についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 議案第66号の件ですけれども、防風林の伐採を懸念する農家も見られるために、そのところは今回はやらないで縮小して工事をするということですが、この防風林のところが洗掘されて防風林ごと土砂が川に落っこちた場合はどうされるのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

防風林整備を行わないことによって、河川の洗掘等が発生し、防風林等も流出したらどうするかというご質疑ですが、こちらは地権者、受益者共に同じ人ですけれども、協議を行った上でそれでも防風林のほうを残したいという意向がありますので、そういった場合は基本的には農業農村整備事業においては公共ではなく非公共的な事業となっておりますので、受益者の判断で復旧を行うというのが基本的な考え方となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 じゃあ、今度ここが崩落した場合は受益者本人の負担で工事をするということになるわけですか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

今、具志堅議員がおっしゃったように、基本的には原則受益者の負担での復旧ということになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第66号 土地改良事業計画の変更承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第66号 土地改良事業計画の変更承認については、原案のとおり可決されました。

日程第２．議案第67号 本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。３番 山川 竜議員。

○ ３番 山川 竜 これ１枚につきの手数料、90リットルから60円、45リットルは30円、30リットルが20円というふうになっているのですが、今特小サイズの17円の根拠があれば、あると思いますので、なぜ17円なのかというのを伺います。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 松本一也 ３番、山川議員のほうへ説明いたします。

今回設置する特小の20リットルの手数料ですけれども、そのサイズをつくるに当たって、どのサイズも一緒ですけれども、原価がございます、材料費とかそういった原価があるんですけれども、それを鑑みまして今回17円という形に設定してあります。例えば大中小がありますけれども、1円単位の数字が丸められておりますので、そういったところでも目立つ数字ではあるんですけれども、17円にしたというのも原価を割らないようにということでの設定でもあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 ３番 山川 竜議員。

○ ３番 山川 竜 その原価が幾らかというのが知りたくて、原価が幾らか、また損益分岐点がどれぐらいなのかというそのラインも知りたいです。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前10時08分）

再開します。

再 開（午前10時08分）

健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 松本一也 ３番、山川議員にご説明いたします。

先ほど原価のほうの単価の示しと損益の収益のほうですね、どれぐらいになるかということでもありますけれども、このごみ袋の製造につきましては、今本部町、今帰仁村両町村で製造しているんですが、製造に当たりましては清掃施設組合のほうで入札して製造しております。原価については、入札の影響もありますので、そこところは割愛させていただきますけれども、その17円のほかに、今販売に当たりましては委託してあるんですね。本部町でいうと観光協会と商工会、そして社会福祉協議会の３者になるんですが、その手数料も合わせてその販売手数料17円を超えないようにということで設定してあります。説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。８番 具志堅正英議員。

○ ８番 具志堅正英 このごみ袋の件に関しては賛成ですけれども、そのごみ袋以外で清掃施設組合へ搬入される燃えるごみですね、今、このごみ袋を料金の代わりに何枚かということを取っているんですが、トラックとか車両で運んだ場合の燃えるごみの料金の収集の仕方をもう少し簡便に分かりやすい形でやったほうがいいと思うんですけれども。それからその収集したごみ袋がどういうふうに使われているのか、料金の代わりとしてですね。その件について伺います。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

燃えるごみの収集につきましては、黄色の袋、指定ごみ袋がありますけれども、それで手数料という形で収めていただくことになっております。個人でトラックに燃えるごみを積んで運ぶ場合でも、例えば透明なビニールでくくって、美化センターに持っていっても手数料がかからない、要は手数料はどうしても必要なものですから、その袋分のごみ袋を美化センターのほうで購入してもらいます。それを手数料として、搬入量としていただいているところであります。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** せっかくトラックの荷台に積んだものをそのまま焼却炉へ持っていきますよね、ちゃんと計っているじゃないですか、何リッターとって。それを金銭で払うようにできないんですか。わざわざ収集袋を買わないと駄目なんですか。それが住民のほうから疑問点が出ていますので、その辺もう少し料金の収入の仕方を考えていただきたいんですが、この辺いかがですか。

○ **議長 松川秀清** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

現金で対応できないかということでありまして、現金にせよ袋にせよ、そちらのほうで現金を取り扱うことになりますので、同じシステムかなと思ったりもします、以上です。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ **14番 具志堅 勉** 2点お伺いしたいと思います。

まず1点、名護市の指定ごみ袋、以前半額措置したということで、中袋が50円から27円に変わりました。それに伴ってごみ袋を扱っている業者も1つということで、例えば大中小の値段、それから今回つくろうとしている20リットルの値段ですね、それが1点。

もう1点は、私が計算すると10リットル当たり7円弱なんですね。七九、六十三、30.5円とか21円。ということは七二、十四で14円弱、10円もしくは13円、私は区切りのいいところで15円でもいいのかなというふうに思っているんですが、例えば物づくりするときに、小さいのをつくるときにはやっぱり難しくてコストがかかるというのであれば理解します。その2点ですね。

それともう1つは、勉強会で申し上げましたが、スーパー、雑貨商などの買い物袋としての見解まで併せてお願いします。

○ **議長 松川秀清** 休憩します。

休 憩（午前10時14分）

再開します。

再 開（午前10時15分）

健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 14番、具志堅議員のほうに説明いたします。

3点ございました。まず1点目ですけれども、名護市の袋の料金でございます。90リットルが54円、70リットルが42円、45リットルが27円、30リットルが18円、20リットルが12円、もう一つサイズが小さい10リットルというのがあるんですけれども、それが10円という形になっております。

2点目のコストの件ですけれども、議員おっしゃるように、単純に計算すれば14円、15円という数字が出ております。我々もそれは理解しておりまして、本部町、そして今帰仁村、両町村の職員合わせて3度ほど協議しておりまして、その料金の設定についても、当初委託したときの料金の発生を考えますと、小さければ小さいほどコストに係る利幅が薄くなることになりまして、それで17円という形で設定させてもらいました。利用者が袋を購入するに当たりましては、10枚売りで大体販売されておりますので、17円という半端な数字に見えますけれども、全体的には170円で購入する形になりますので、それはご理解いただけるかなと思っているところであります。

あと、買い物袋との利用ということでありまして、我々はそれも議論しておりまして、両町村とも委託するところの販売先、商工会あたりでどのあたりに販売しているのかというのを調べて、できるだけ大きなスーパーとかコンビニあたりにはレジのところに置いてもらえるように依頼しようかということで調整はしております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号 本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第67号 本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第68号 本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 使用料の改定ということで、使用料の根拠を伺います。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 松本一也 3番、山川議員のほうに説明いたします。

使用料の根拠ということですが、近隣市町村の料金も参考に設定させていただいております。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前10時20分)

再開します。

再 開（午前10時20分）

健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 3番、山川議員のほうに説明いたします。

今回の使用料の変更につきましては、細かく項目が分かれているんですけれども、必ずしも今帰仁村と同じということではないんですが、まず今帰仁村の場合ですと町外の、この条例の表から見ますと12歳未満の場合は3万5,000円です。本部町は3万円であります。12歳以上は、今帰仁村の場合は5万円、本部町も同じく5万円です。部分火葬につきましては、本部町の場合はこの項目はなかったものですから改めて追加してあります。これについては今帰仁村は1万2,500円、本部町は1万円。あと改葬のものです、骨を焼却する部分ですけれども、今帰仁村の場合は1万2,500円、本部町は1万円という形で設定してあります。説明は以上です。

○ **議長 松川秀清** 3番 山川 竜議員。

○ **3番 山川 竜** 近隣市町村を参考にされて、例えば12歳未満であれば、今帰仁村は3万5,000円、本部町は3万円、そのほかにも少しずつ金額のずれ——ずれといいますか、異なる部分があるかと思えますけれども、そここのところの参考にしたところで、ちょっと根拠としてみよう少し説明をしていただきたいと思うんですけれども、この少しのずれといいますか、そういったところはこういったところで金額の設定をされたのかというのを伺います。

○ **議長 松川秀清** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 3番、山川議員に説明いたします。

近隣ということでありましたので、名護市のほうを参考にさせていただいております。それと北部市町村の料金も参考にさせていただいて、今回の改定の金額という形にしてあります。

○ **議長 松川秀清** 休憩します。

休 憩（午前10時25分）

再開します。

再 開（午前10時27分）

健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 3番、山川議員のほうに説明いたします。

今回の改定に当たりましては、例えば名護市でありますと葬祭場も含めて、民間の施設もあるんですね、そうなりますとさらに高い料金の設定などもあります。併せて県内の葬祭場、公的な葬祭場の部分ですけれども、例えば中南部のほうの火葬料などを見ますと8万円の設定とかそういった形にあるんですね。それも含めてできるだけ近隣に近いような数字の設定をしようということで、今回この条例案になっているんですが、根拠を示しなさいというお話ですけれども、ある程度周辺の料金を勘案して設定したということでの説明となります。以上です。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** 3点か4点ほど伺いたいと思います。

今回新しく改正になるのは、部分火葬のほうと、それから控え室使用料の特殊使用料と書いてありますけれども、その控え室使用料のほうの4時間300円となっていますが、なぜ4時間なのか、その理由をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 松本一也 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

今回葬祭場の控え室、畳間があるんですが、ここは10畳、10畳の二部屋があります。その使用につきましては使用料という形で、ホールの使用の全体の部分で使用料をいただいております。しかし、近年、その控え室、畳間を利用して遺体の安置、火葬までの安置ですね、二、三日かかったりもします。それとお通夜なども行われたりしております。そういった形で利用されることが近年多くなっておりますので、これまで使用料という形の設定はしておりませんでした。黙認というか、使用しても構いませんよという形でやっていたんですけれども、遺体を安置するに当たりましては、遺体が腐食しないようにクーラーなどを利用されるわけです。24時間利用されますので、その電気料ぐらいの料金設定をしたいと思ひまして、今回4時間300円ということになっております。24時間でいうと1日1,500円という形でセッティングしております。その300円の裏には、先ほど言ったように電気使用料の内容をある程度、高くないように最小限の料金で設定したいということで今回の4時間300円という形にしてあります。説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 4時間というところちょっと短いような気がするんですが、病院で死亡告知されてから病院側は2時間以内に遺体を引き取ってくれという決まりがあるみたいで病院に置いておけないんですね。それで安置できる場所を探してやるんですけれども、火葬するのに24時間は置いておかないといけないんですね、死体を。そうするとなぜ24時間じゃなくて、4時間……、短時間で区切るのもいいと思うんですけれども、その辺がちょっとよく分からないのと。

それから今回施行がすぐ来月の1日から始まるということですが、これも短過ぎる。もう少し、来年度の4月1日でもよかったのじゃないのかなと思っているんですけれども、この辺に関してもちっと疑問点があります。

それから控え室を使うのは一部地域の慣習とおっしゃいましたけれども、大体備瀬の住民がほとんどですので、ですから一地域に対する条例なのかなと勘ぐりたくなるような条例の改正かと私は思っています。この辺いかがですか。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 松本一也 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

まず1点目のなぜ4時間区切りなのかということでもありますけれども、先ほど具志堅議員のほうでおっしゃっていたように、病院から遺体を搬送するときに、時間もいつになるのかが分かりません。1日という区切りでやると、例えば夕方6時に遺体を搬送して、24時間たった後の火葬となりますけれども、火葬の時間もずれたりするんですね、9時であったり11時であったり午後であったりという形になりますので、やっぱりある程度時間の区切りもその利用者に合わせたような形でできるようにということで、時間の区切りをつけてあります。

2点目の1月1日から施行は早いんじゃないかということであるんですが、今回改正に至ったのは、一部がこれまでこのような形で利用していたんですけれども、実際にはそのほかの方々

の利用も多くなっているんですね。例えば本部町に移住して入ってきた人たちですけれども、実はそれを検討するに当たりまして、私も葬祭場のほうでお通夜というのが部落でありまして、そこに行ったんですね。初めて葬祭場でお通夜というのに参加したんですけれども、そうしましたら先ほど10畳、10畳という部屋があるんですけれども、そのお通夜の部屋が1つ、もう一つは遺体安置の方が2件あったんですね。やっぱり利用の仕方も変わってきているなということもありまして、急いで整備して安心して利用できるような形にしたいなということで今回急いで整備したところであります。

3点目のお話も、地域だけの今回の改正ではないかというお話ですけれども、2点目の説明のとおりニーズが多くなっているということであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 1点だけ気になったのでお聞きしたいのですが、私はこの条例自体賛成です。これは必要かなと思うんですが、先ほど具志堅議員からもあったとおり、附則の部分のこの条例の施行日、1月1日というのはちょっと早いんじゃないですかというのを感じました。今回、この議会を経て、恐らく、まだ住民への周知や告知というのはされていないと思うんですよね。金額的な大小ではなくて、やはりなかったものをこれから徴収するという中で、一度は住民全体への告知などの時間もあってもいいのかなというのは考えました。議長ちょっと休憩お願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前10時38分）

再開します。

再 開（午前10時38分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 この施行日が変更できないのであれば、急ぎ住民への告知や周知というのは必要かなと思うんですが、そこら辺どうお考えですか。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

施行日の1月1日ということでありまして、我々もできるだけ早めに施行したいなという思いがありました。というのも、遺体安置につきましては、例えば名護市ですと民間の業者がありまして、1日数万円の料金が設定されていたりするんですね、1日預かるのに当たりましてですね、それもありますし、やはり近年アパート住まいの方々がアパートで遺体を安置してお通夜をするというのも社会の、何というんですか、隣近所に要はやりづらいということもあって、できるだけ早めに対応できるように、先ほど説明したとおり、利用するに当たっては電気料とかもかさむものですから、できるだけ安い料金で早めに安心して利用できるようにということで、できるだけ早めに施行しましょうということで1月1日になっております。この辺の周知につきましては、できるだけ早めにホームページへの掲載とか広報誌への掲載とか、そういったところで住民に周知していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩（午前10時40分）

再開します。

再 開（午前10時43分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 料金の改定はしょうがないと思うんですけども、反対理由といたしまして、この条例の施行日がちょっと急ぎ過ぎということ、令和6年1月1日施行するとありますけれども、もう後何日もないんです。これはちょっと急ぎ過ぎ、それを直してもらいたい。

それから2点目は、この特殊使用料、これはちょっと不平等、不公平な感じがしますので、それも認めるわけにはいかないという理由で反対をいたします。以上です。

○ 議長 松川秀清 次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論がないようですので、次に反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第68号 本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。異議が出ましたので、この採決は起立によって行います。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第68号 本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第69号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第69号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第69号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第70号 本部町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第70号 本部町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第70号 本部町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 勉強会のときもお伺いしたんですけれども、もう一度伺います。

この屋根施設を造る目的は何なのか。それからこの施設でどういう事業をしようとしているのかを伺います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員にご説明いたします。

今回の田空ハーソー公園屋根施設新築工事についてであります。この事業の目的につきましては、本来の田空ハーソー公園の施設の目的であります都市と農村の交流、その都市と農村の交流を機能強化するために今回整備するものであります。国の推進費を使ってやりますが、これからアフターコロナに向けてより多くの方に本部町に来ていただいて、そのハーソー公園で交流していただくということで、今回屋根施設を整備しているものであります。

あとどういった事業をするのかについてであります。一番は都市と農村の交流、農林関係の事業でありますので、農業関係のイベントをやりたいと考えております。これまでヤギ祭

りとか植物を使ったリュウキュウベンケイソウ祭りなどをやっておりますので、そういった祭り、また以前に産業支援センターがやっていたような、夕市のような小さなイベントもその施設でやっていけたらということで今考えております。

2点目のこういった事業をするかということですが、この都市と農村との交流のためにやりますので、主に農業関係のイベントを考えております。例えば先ほどお話しましたが、これまでやってきている田空のヤギ祭りとか、あとはリュウキュウベンケイソウ祭り、また農林でやっているようないろんなイベントもありますけれども、そういったものも向こうに持っていくような形で今後やっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 田空ハーソー公園、当初の事業は農地を都市の住民に借用してもらって、そこで農業体験をするという趣旨の施設だったと思うんですが、それがだんだん農地を利用する都市住民がエントリーする方が少なくなってきた、それが今いろいろ変わってきて、物販したり、それから食堂をしたりしていましたが、また本来の田空ハーソー公園の田園都市構想の事業にまた戻るということですか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員に説明いたします。

当初は、向こうに昔の風景を復元して、田んぼとか畑、そういったものを復元してそこを貸し農園としてどんどん使っていこうという話がありましたが、実際それだけでは施設を運営するのは非常に厳しい、また本町にはいろんなところに遊休地、そういった畑がありますので、なかなか北部地域でそれだけで施設を運営していくというのは非常に厳しい状況がありまして、我々も指定管理者も協議をしながら様々な利活用の方法について考えているところであります。そういった中で一部キャンプ場をつくってみたりとか、あと動物を飼ってそこで体験ができるような形とか、以前の貸し農園とかそういった機能も残しつつ、新たなものをどんどん企画してやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 この屋根施設新築工事とは直接は関係ないんですけども、ハーソー公園のことで1つお聞きします。

ハーソー公園を訪れた方や町内の方からもハーソー公園の奥のほうにあるワリガーですか、湧き水施設がありますね。あそこにある看板の字が全く読めない状態だということなので、それを修理していただけないかということがありましたので、そういうことにも費用をかけられないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

たしかに田空ハーソー公園は整備して大分月日がたっております。我々のほうでもそういった見えにくい看板、表示板等を確認しまして、できるだけ早めにしっかり見えるように修繕してい

きたいと思います。ご提案ありがとうございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第71号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第71号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第72号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今回浮き桟橋の議案をこれから審議するに当たって、まずそもそもこの浮き桟橋をつくって、どのような目的で使用させたいのか、何のためにつくったのかというのをまずは前提としてそれをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず、この浮き桟橋を整備した理由であります。議員ご存じのように渡久地港北岸につきましては岸壁が非常に高く、そこから荷物を乗せたり降ろしたりすることが非常に危険である、作業に時間がかかるという点があります。そういったことがありまして、漁協組合のほうからぜひ浮き桟橋を整備してくれという要請がありました。それに基づきまして、本町といたしましてもこの北部振興策事業を使って、一番は水産業の振興のためにこの浮き桟橋を整備したものであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 おっしゃるとおり、いわゆる利用する方の作業環境の改善、効率が上がるようにという趣旨だと思うんですが、もう一度伺いたいのは、この浮き桟橋を利用するのは、組合員のみなのか。例えば船主会やそういった遊漁船で活動なさっている方々がいらっしゃいますよね。どういった基準でこの浮き桟橋は利用させるのか。これは指定管理にならないんですが、管理は誰がするのかをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 13番、喜納議員にご説明いたします。

議員から2点の質疑がありました。まずは、誰が利用するのか、誰がどういった管理をするのかという話がありましたが、まず利用につきましては、本部港、渡久地地区は港湾施設でありますので、基本的には誰がでも利用できます。ただ、今回の事業の目的としまして、水産業の振興が第一の目的でありますので、我々としましては漁業者、また遊漁船の利用者そういった方が利用できるということであります。誰でも利用できます。目的は水産業の目的で整備はしています。

管理につきましては、これは漁業の振興で整備している事業でありますので、本部漁協と協力連携してこの管理に当たっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前11時02分）

再開します。 再 開（午前11時03分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 私が気になるのは、やはり利用する方の安心安全や作業効率が上がるためにつくった、大本の趣旨はそうなので、その趣旨からそれないようにしっかり管理していただきたい。向こうに既得権益という形で、ここは誰のもの、誰のもの、誰のものというような位置づけはしてもらいたくないわけです。そこら辺をしっかりといただかないと、今後いろいろ問題が生じるのかなと思ったりもしますので、そこら辺どういうふうにするのかを、最後なのでしっかり説明してください。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 13番、喜納議員にご説明いたします。

我々町としましても漁協組合としっかり連携しながら、これまで利用されている方に説明会等も持ってきましたので、今後も引き続きしっかり、誰もが利用できるような形でその事業を進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第72号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第72号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（午前11時04分）

再開します。

再 開（午前11時15分）

日程第8．議案第73号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 A3のこちらから質疑をいたしますのでお願いいたします。

まず、法人保育園の負担金についてでございます。説明では160名の園児が増えたという説明かと思いますが、園児が増えた要因と、増えた園児の年齢ごとの人数、ゼロ歳が多いのか、1歳が多いのか、この人数が分かれば教えていただきたい。あと年間で160名の園児が増えているということであれば、それに伴って保育士の負担もですね、負担というか配置状況も気になるところではあるんですけども、そのところを教えていただきたい。この3点ですね。

そういうところと、あと別で障害者自立支援給付金、負担金のところですが——負担金のところというか、障害者の「害」という表記のところ、ちょっと気になるなと思って、主要事業等一覧も確認して、こちらの冊子のところも確認はしているんですけども、やはり表記のところというのは人権に尊重した形で平仮名表記にするのが適切なのかなというふうにも思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 3番、山川議員にご説明いたします。

まず、法人保育園の増の部分ですが、160名増えたといいますが、コロナ禍で入所控えがあったものと認識しております。その控えていた入所が戻ってきたのだらうというふうに捉えています。年齢ごとの人数ですが、年齢ごとには把握していなくて、今回の増の部分というのは3歳児未満の部分で年間延べ人数160名という形になっております。

保育士の負担等に関しましても、先ほど説明しましたようにコロナ禍で減っていた部分が戻ってきて、以前のように戻っているというふうに考えております。ただし、保育士不足というところでは現在もそういったものがあるということです。

○ 議長 松川秀清 福祉課長。

○ 福祉課長 大城尚子 3番、山川議員にご説明いたします。

障害者の自立支援給付金負担金の「害」の字ですが、害というと通常公害ですとかイメージとしては悪いイメージがあるんですが、今現在、障害者の事業については障害者自立支援法にのって事業を行っているところで、自立支援法の中では漢字の「害」が使われております。それにこちらでも準じております。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 私も厚労省のホームページとか内閣府でしたか、ネットでの確認はしますので、この障害の表記のされ方というか、そういうところも理解いたしました。

保育園に関して、もう1点、保育士不足というところだと、今どれぐらいの保育士不足と申しますか、そういったところがあるのか、これをちょっと伺います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 崎原 誠** 3番、山川議員にご説明いたします。

不足の人数に関しましては、こちらとして把握はしていないんですが、年度当初、待機児童もいたわけではないんですが、保育所回りする中で、現在保育士を確保するに当たって大変苦慮しているという話を聞いております。実際それがまた補充できた際に追加での保育も可能だという説明を受けているところでございます。

○ **議長 松川秀清** 3番 山川 竜議員。

○ **3番 山川 竜** 最後もう1点、保育士に関してですね。新規採用といいますか、追加での補充ができた場合、園児へのサービスはよくなって、園への負担といいますか、適正なといいますか、園の経営状況を圧迫しない程度にまだまだ保育士が採用できるような状況に今あるのか、保育士がいればいるほど園児へのサービスというのはよくなりますので、今どのような状況にあるのか。さらにまた保育園の保育士の採用というのはしていきたいような状況なのかというのを伺いしたいと思います。

○ **議長 松川秀清** 子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 崎原 誠** 3番、山川議員にご説明いたします。

保育士が補充されることで保育士の休暇の取り方など、そういったところでは大分変わってくるのかなと。ゆとりを持った保育ができるのかなと感じております。その補充等に対しまして、国のメニュー等を活用しながら、そういったメニューがある場合には各保育所に紹介をかけながら支援をしているところでございます。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ありませんか。12番 座間味栄純議員。

○ **12番 座間味栄純** 災害復旧の件でお尋ねしますけれども、説明会のときにも聞きましたので少し、伊豆味の3か所の農道ですが、クカルビ2か所あると思うんですよ、その2か所が対象なのか、1か所なのか、県道から入っていくと手前と2つあると思うんですが、それはどちら側なのか。それと工事の着工、工期のめどの説明をお願いします。

○ **議長 松川秀清** 建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** 12番、座間味議員にご説明いたします。

農道の災害復旧事業に関してですけれども、今ご質疑がありましたクカルビ農道災害復旧事業についてですけれども、災害復旧の復旧事業として着手するのは1か所、県道から入ると手前側の大きい部分の1か所になります。工事の着手に関しましては予算が可決されましたら、準備をしながらですけれども、今準備をしております、遅くとも1月中には発注を完了したいと。このクカルビだけでなく全部含めて今回4件の災害復旧事業の予算を上程しておりますけれども、その4件分を1月中には全部発注し、速やかに災害復旧をしたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ありませんか。1番 仲程 清議員。

○ **1番 仲程 清** 歳入の3ページ、3節製氷荷捌き施設使用料が209万3,000円の減ということとありますけれども、これにつきましては私は以前にも指定管理について質疑したことがある

んですけれども、たしか地方自治法第244条でしたか、242条でしたかそれに基づいて年度ごとに収支決算報告が義務づけられており、当然町の条例でもちゃんと義務づけされていると思うんですが、この赤字の要因というんですか、支障のない限りでお答えいただきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 1 番、仲程議員にご説明いたします。

歳入 3 ページの製氷荷捌き施設使用料がマイナスになっている件であります。これは指定管理をしている漁協組合の製氷荷捌き施設の収支が赤字になったことによるものであります。その主な要因についてであります。3 点ございます。まず 1 点は売上げの減です。マグロを冷やすためのシャーベットアイス、これが令和 3 年度、4 年度比較しまして約 400 万円余りの収入減がありました。あと塩を使うんですが、その資材の代金が高騰している。これが約 80 万円余りの経費が上がっていて、あと電気代につきましても約 40 万円余り高騰しているという部分がありまして、そういったものがあって令和 4 年度赤字決算で当初見込んでいた使用料を減額することとなりました。以上です。

○ 議長 松川秀清 1 番 仲程 清議員。

○ 1 番 仲程 清 これは施設そのものはまだ新しいと思うんですが、指定管理の初年度はいつでしたか。それと使用料の根拠といいますか、どれを基にはじき出しているのか。それと使用料、積立金、これは歳入の、歳出のほうともリンクしてきますので、それで聞きますけれども、9 ページ、積立金、それが同額の減というふうになっておりますが、その使用料をもって積立てに充てているのか、それを含めてこの 3 点だけお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前 11 時 28 分）

再開します。

再 開（午前 11 時 29 分）

農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 1 番、仲程議員にご説明いたします。

使用料の根拠についてであります。使用料につきましては漁協組合が製氷荷捌き施設を運営する上で売上げを取っております。その売上げからかかった経費を差し引いて利益が出ますが、利益が出たものの 2 分の 1 を使用料として納めるという形になっております。

あと、いつからこの積立てが行われているかということについてであります。平成 30 年度から決算が行われております。ちなみに平成 30 年度、当初につきましては、300 万円の赤字を出しております。令和元年度は 270 万円の黒字、令和 2 年度は 530 万円余りの黒字、令和 3 年度が 300 万円余りの黒字、令和 4 年度は 260 万円余りの赤字ということで、そういう形になっております。

町としましては、漁協から取ったこの使用料を、先ほど議員からお話がありました積立金として積み立てて、将来の大規模修繕に備えているということになります。以上です。

○ 議長 松川秀清 1 番 仲程 清議員。

○ 1 番 仲程 清 これは前年度の期末残というんですか、積立ての期末残が 418 万 6,000 円になっているんですが、少な過ぎるんじゃないかという気がするんですね、積立てそのものが。そ

れからすると、先ほど答えていただけなかったんですが、要するに使用料をもって積立てをしているのか。ほかにも充当してやっているのかというのを再度お聞きします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 1 番、仲程議員にご説明いたします。

最初の質疑、積立てが少ないのではないかとのご質疑についてですが、これは先ほども御説明しましたが、前期の利益の 2 分の 1 を積むこととなっておりますので、それに基づいて積立てを行っているものです。ほかに何か積み立てしているものがあるかということですが、それはなくて、利益に関するもので現在積立てを行っているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14 番 具志堅 勉議員。

○ 14 番 具志堅 勉 歳出に関してですが、1 点目は 15 ページ、上から 4 段目、価格高騰重点支援給付金事業、7 万円の給付事業とありますが、これの給付の時期を教えてください。

もう 1 点、21 ページ、下から 8 段目、子育て支援特別商品券事業、それも配布の時期。それと勉強会のときにたしか 18 歳未満とお聞きした覚えがあるんですが、1 万 5,000 円ですね、これは 18 歳以下の間違いじゃないでしょうかという、この 2 点です。

○ 議長 松川秀清 福祉課長。

○ 福祉課長 大城尚子 14 番、具志堅議員にご説明いたします。

価格高騰重点支援給付金事業ですが、7 万円の給付金事業になります。今議会で可決しまして、早くて 2 月頃に発送のほうを予定しております。1 月にシステム改修後に発送を予定しております。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 14 番、具志堅議員にご説明いたします。

子育て支援の商品券についてですが、こちらの配布時期につきましては、現在の日程では 4 月頃を予定しております。年齢につきましては、説明の中で 18 歳未満という説明でしたが、詳しくは今回 12 月 1 日を基準で想定してしまして、年度内 18 歳に達する者は全て該当します。高校 3 年生までの年齢になります。18 歳以下で、区切りが令和 6 年 3 月 31 日までにその年齢に達する者ということで基準を考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第 73 号 令和 5 年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第73号 令和5年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第74号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第74号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第74号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第75号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第75号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第75号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第76号 本部町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第76号 本部町監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第76号 本部町監査委員の選任同意については、原案のとおり同意されました。

日程第12. 議案第77号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第77号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第77号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 報告第3号 令和5年度本部町議会県外視察研修報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 報告第3号、令和5年12月15日。令和5年度本部町議会県外視察研修報告。本部町議会議員 崎浜秀昭。

さきに実施した本部町議会県外視察研修の結果を、下記のとおり報告します。記、1、期間、令和5年10月23日月曜日～25日水曜日までの2泊3日。

2、視察地及び視察内容、岡山県奈義町。少子化対策等を調査事項として先進地を視察し知識

と視野を広め、本町行政に資するため。

3、研修報告等、奈義町は人口約5,700人の四方を山に囲まれた山間部の小さな町であるが、平成17年度合計特殊出生率1.41から、令和元年度には2.95を記録した。その奈義町の少子化対策について視察した。奈義町は、平成14年に市町村合併の住民の意思を問う住民投票を行い単独町制を決定した。以来、奈義町では人口減少を最大課題として課題解決に注力してきた。奈義町は人口維持を目標とし、子育て支援対策、住宅施策、就労の場の確保に取り組んでいる。子育て支援の取組として、平成16年に乳児児童への医療給付事業、出産祝金給付、平成18年に不妊治療助成、平成19年に高等学校等就学支援金交付事業、なぎチャイルドホーム（子育て支援施設）、平成24年に「子育て応援宣言」、その後、不育治療助成、奨学金制度、在宅育児支援など独自に様々な施策を実施している。住宅施策としては、町が民間住宅の建設の助成や分譲地などを整備し、新築住宅普及促進補助金として100万円の助成を実施している。就労の場の確保として、町有地を造成整備して企業に分譲し、16社約800名の雇用を生み出している。以上の施策の財源として過疎債や様々な交付金を活用すると同時に職員や議員数の削減、各種団体への補助金の減額などの行政改革を実施している。奈義町の特色として、町の中心部から200メートル以内に人口の8割が定住しているコンパクトシティで、昭和40年に自衛隊を誘致し自衛隊と共存共栄を理念としたまちづくりに取り組み、行政区の約2割の土地が自衛隊の駐屯地演習場となっており400名前後の隊員が生活している。

4、総括、奈義町と同様に過疎地域に指定されている本町でも施策や取組について参考にできるところもあるが、奈義町では広大な国有提供施設があり財政調整基金などを含む積立金が50億円近くあることから、施策に充当できる財源や原資が本町の状況と異なるものと考えられる。しかし、本町としても限られた財源の中で新たな人口減少対策に取り組む必要がある。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 報告第3号 令和5年度本部町議会県外視察研修報告についてを終わります。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和5年第8回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第8回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会（午前11時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 山 川 竜

本部町議会議員 松 田 大 輔